

農林水産業・食品産業の現場における新型コロナウイルス対策①

○ 農林水産業・食品産業は、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っていることから、農林水産省では、これらの業種の従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、感染拡大防止を前提として、農業関係者の業務継続を図るためのガイドラインを、業種別に策定。

○農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（ポイント）※

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

○ **農業者・従業員等に感染予防策を要請**します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、関係者への連絡と自宅待機
- ③息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上）には、すぐに関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ④屋内で作業をする場合はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保、多人数で行う場合等は、状況に応じて換気を行う
- ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
- ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃

○ **会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔をとるなど、「三つの密」※を避けてください。**

※①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）



2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。

○ 患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、**保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**

○ 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

○ **濃厚接触者と確定された農業関係者には、14日間の自宅待機及び健康観察を実施**してください。

○ 濃厚接触者と確定された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

3 生産施設等の消毒の実施

○ **保健所の指示に従い**、感染者が作業に従事した区域の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコールで拭き取り等を実施してください。

○ **一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。**

4 業務の継続

あらかじめ**地域の関係者が連携する体制の検討**をお願いします。

<想定される連携体制>

- ・ J A等の生産部会 ・ 農業法人のグループ
- ・ 集出荷事業者等を共有する集団 ・ 集落

<検討事項（イメージ）>

- ・ 連絡窓口、連絡網の作成 ・ 消毒資材、消毒要員の確保
- ・ 農作業代替要員のリスト作成 ・ 代行する作業の明確化、優先順位付け
- ・ 代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

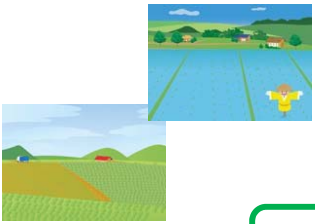


例えば

支援内容	耕起作業や播種・移植作業、水やり作業 など当面の営農活動継続のために 支援を必要とする作業 を検討し、 作業の優先順位付け を行います。
支援要員	周辺農業者や受託組織 の活用など、あらかじめ① 誰(どの機関) が ② どの作業 を支援するか役割を明確化します。

〔 ※ 労働力の確保状況を踏まえながら、優先順位に基づき、作業を実施しましょう。 〕

※ 必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう。



※このほか、食品産業事業者、畜産事業者、木材産業事業者、林業経営体、漁業者向けのガイドラインを策定。

農林水産業・食品産業の現場における新型コロナウイルス対策②

- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受け、各業界団体では、一部の都道府県を除き緊急事態宣言が解除された5月14日以降に、事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防策を示したガイドラインを策定。
- 現在、農林水産業・食品産業において、12業種でガイドラインを策定済み。

○ガイドライン策定の状況（農林水産業・食品産業関係）

業種	策定した団体名
食品製造業	(一財)食品産業センター
畜産業	(公社) 中央畜産会
農業	(公社) 大日本農会
林業、木材関連事業	(一社) 日本林業協会
漁業	全国漁業協同組合連合会、(一社) 大日本水産会
卸売市場	全国中央卸売市場協会、全国公設地方卸売市場協議会、 全国第3セクター市場連絡協議会、(一社) 全国中央市場青果卸売協会、 (一社) 全国青果卸売市場協会、全国青果卸売協同組合連合会、 (公社) 日本食肉市場卸売協会、東京食肉市場卸商協同組合、 (一社) 日本花き卸売市場協会、(一社) 全国花卸協会、 (一社) 全国水産卸協会、全国魚卸売市場連合会、全国水産物卸組合連合会
食品卸売業の物流センター	(一社) 日本加工食品卸協会
食品卸売業の倉庫等	(一社) 日本外食品流通協会
	全国給食事業協同組合連合会 (一社) 日本給食品連合会
外食業	(一社) 日本フードサービス協会
小売業	オール日本スーパーマーケット協会、(一社) 全国スーパーマーケット協会、 日本小売業協会、(一社) 日本ショッピングセンター協会、 (一社) 日本スーパーマーケット協会、(一社) 日本専門店協会、 日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会

○ガイドラインに定められた事項（（一財）食品産業センターの例）

食品製造業においては、
 ・従業員の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど食中毒予防のために実施している一般衛生管理が新型コロナウイルス感染拡大の予防になるが、
 ・社員食堂・更衣室・休息室など製造現場以外も含めて三つの密の発生リスクがあることを評価して適切な予防措置を講じることが重要との考え方のもと、以下の取組について策定。

- ① 基本的知識の周知徹底
- ② 換気の徹底
- ③ 従業員への飛沫感染と接触感染の防止
- ④ 社会的距離の確保
- ⑤ 清掃・消毒の取組
- ⑥ 休憩スペース・社員食堂での取組
- ⑦ 更衣室での取組
- ⑧ 事務所での感染予防対策
- ⑨ その他